

社会資本総合整備計画

多様な緑のネットワーク形成と
人に優しいみどりのまちづくり

令和6年11月29日

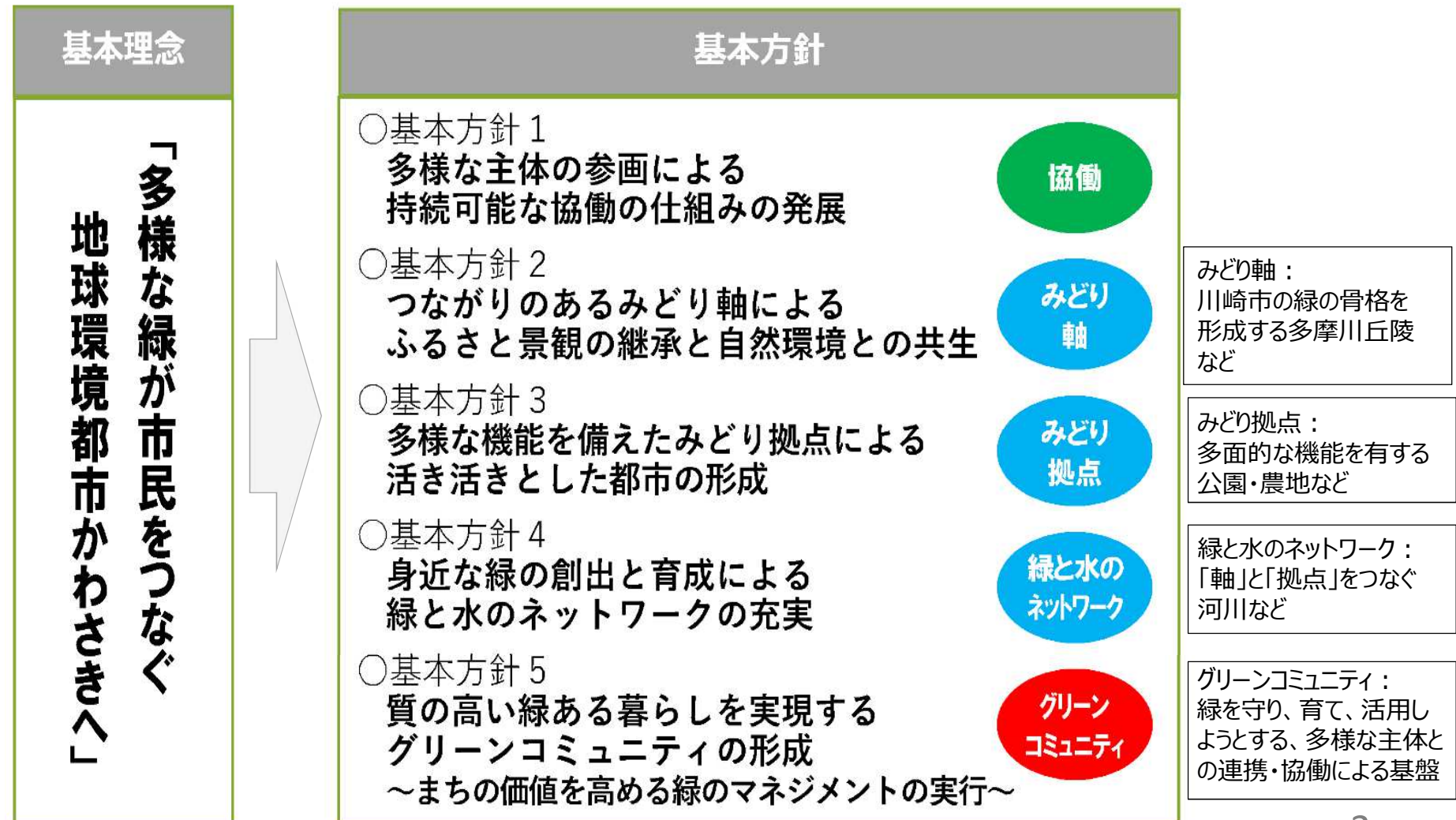
令和6年度 川崎市公共事業評価審査委員会

目次

- 川崎市緑の基本計画について P 3
- 緑の基本計画と社会資本総合整備計画について P 4
- 社会資本整備計画の概要 P 5～6
- 事業概要
 - ①都市公園事業 P 7～8
 - ②官民連携型賑わい拠点創出事業 P 9
 - ③緑地保全事業 P 10～11
- 要素事業の進捗状況及び評価指標の達成状況 P 12
- 事業効果の発現状況 P 13～15
- 市民に対する意見募集・調査の状況 P 16～17
- 総括 P 18～19

川崎市緑の基本計画について

本市における緑地の保全や緑化の推進に関しては、都市緑地法第4条に基づき、「川崎市緑の基本計画」において、基本理念や基本方針などを定めています。



緑の基本計画と社会資本総合整備計画について

緑の基本計画における将来像の実現に向けて、社会資本総合整備計画では、緑の基本計画における基本方針2（みどり軸）及び基本方針3（みどり拠点）の取組として、下記の2つの取組を進めています。



社会資本総合整備計画の概要

【計画の名称】

「多様な緑のネットワーク形成と人に優しいみどりのまちづくり」

【計画の期間】 令和2年度～令和6年度

【計画の目標】

川崎市は南北に細長く、様々な地形に応じた多様な緑が存在していることから、**緑が実感できるまちづくりを実現**するため、**緑を維持、保全、育成**するとともに、**新たな緑の創出**に努めながら、地域特性に応じた**緑と水のネットワークを形成**していく必要がある。

緑と水のネットワーク：

街路樹など連続する緑や、河川などの整備・保全・管理及び緑化を推進し、**生物の生息・生育環境、地球温暖化対策、健全な水循環の保全等**に寄与する

【取組目標】

川崎市緑の基本計画に基づき、緑の拠点となる**生田緑地等の大規模な公園緑地の整備**や、**公園の樹林の整備や再生**、多摩丘陵の緑の保全を中心とした**特別緑地保全地区の指定**により、風格のあるまちづくりを推進する。

社会資本総合整備計画の概要

要素事業

基幹事業		(上段：当初、下段：評価時)					単位(千円)	
事業名	事業内容	事業実施期間					計画事業費	
		R2	R3	R4	R5	R6	当初	評価時
都市公園事業（生田緑地）	施設整備、用地取得0.15ha						601,000	601,000
都市公園事業（菅生緑地）	施設整備、用地取得0.05ha						123,000	他計画へ移行 0
都市公園事業（樹林の整備再生・生田緑地他）	樹林の整備や再生等						64,000	64,000
官民連携型賑わい拠点創出事業	Park－PFIを活用した公園設備の整備						6,000	6,000
緑地保全等事業	保全利用施設整備、用地取得						3,522,000	3,522,000
小計							4,378,000	4,255,000
効果促進事業								
公園内樹林地等病虫害対策事業	樹林の健全な育成促進						62,000	62,000
事業 合計							4,378,000	4,255,000

※都市公園事業(菅生緑地)はR6年度から「人と生き物がつながる都市公園の整備」へ移行。事業費・当初現況値・最終目標値から削除

成果指標

指標名：緑地環境整備面積の増加

算定式：

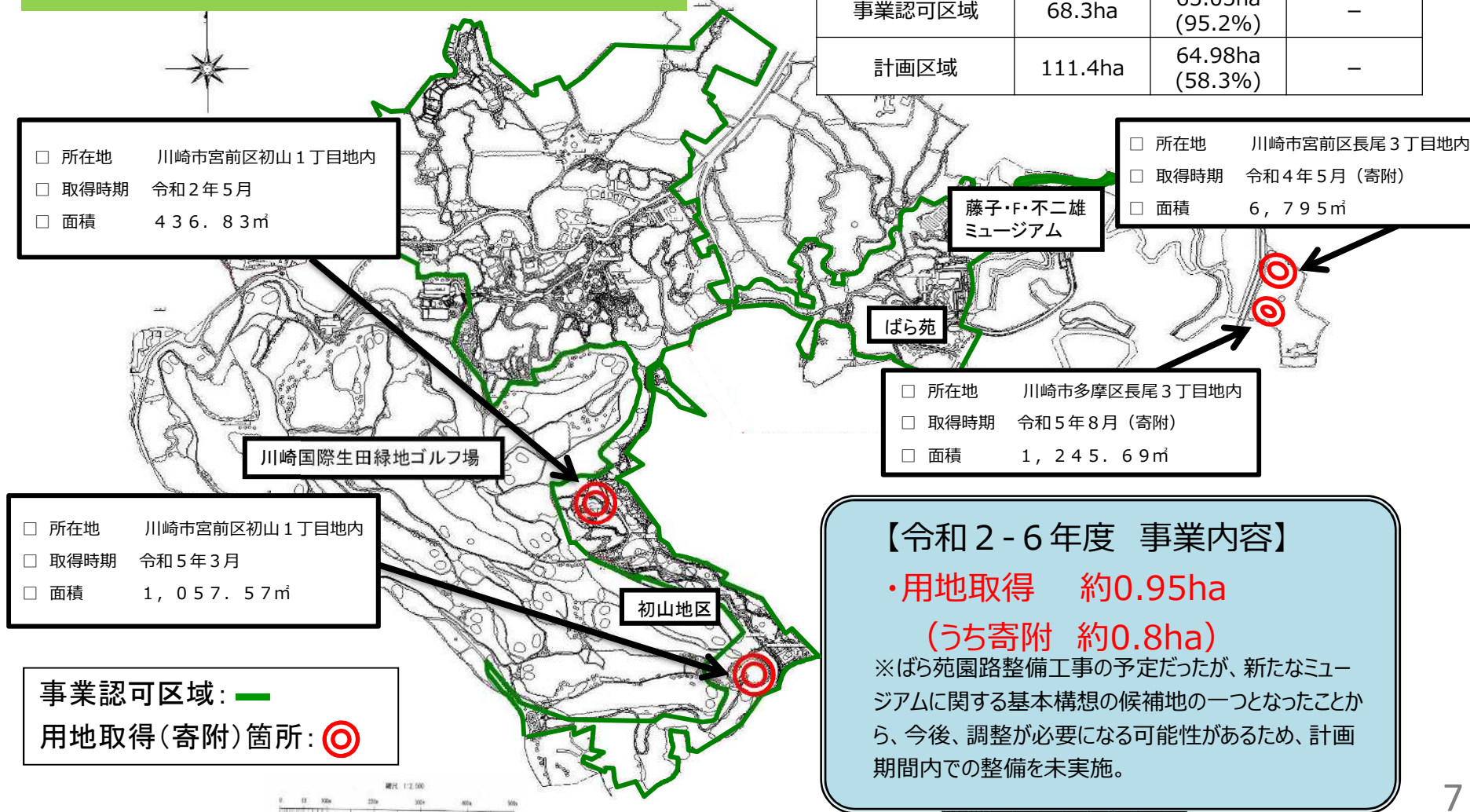
- 都市公園等面積
- + 緑地保全地区等買入公開地
- + 市民緑地等内施設整備済公開地

当初現況値 (R2)	(計画当初) 643.8ha	(評価時) 632.8ha
中間目標値		－
最終目標値 (R6)	(計画当初) 651.4ha	(評価時) 640.3ha

多摩丘陵の豊かな自然的環境を背景に、
市民をはじめ多くの利用者に親しまれる
公園緑地として整備を推進

【生田緑地面積】令和6年度末（見込み）

区分	面積	買収面積（率）	供用面積
都市計画決定面積	179.7ha	130.03ha (72.4%)	117.4ha
事業認可区域	68.3ha	65.05ha (95.2%)	—
計画区域	111.4ha	64.98ha (58.3%)	—



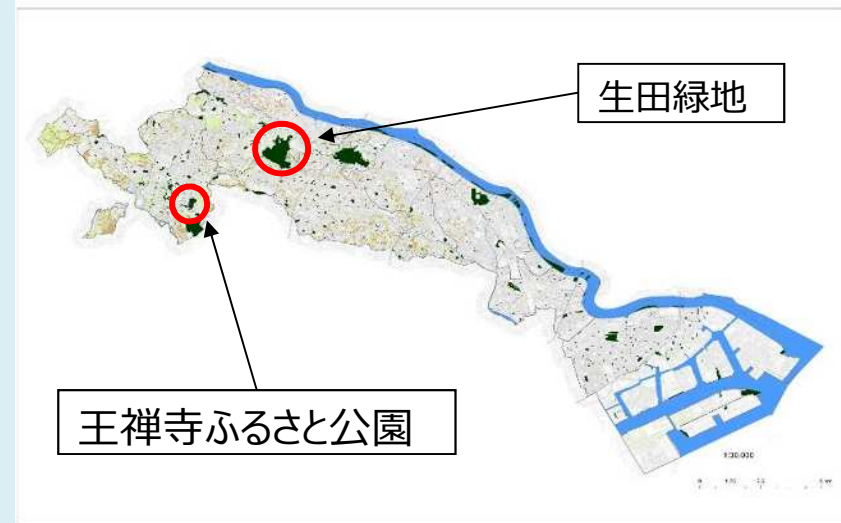
都市公園事業（樹林の整備再生）・公園内樹林地等病害虫対策事業【要素事業実施内容】

都市公園事業（樹林の整備再生）内容

- ・ナラ枯れの被害を大きく受けた公園緑地（生田緑地、王禅寺ふるさと公園）の樹林の再生。
- ・園路等の基盤整備

公園内樹林地等病害虫対策事業内容

生田緑地・王禅寺ふるさと公園に隣接する公園緑地で発生する病害虫への対策



樹林の再生・園路整備

生田緑地（R3年度）

ナラ枯れ被害を受けた樹林



伐採後



園路整備施工後



病害虫対策

くん煙処理



官民連携型賑わい拠点創出事業

課題

池上新町南緑道は、昭和47年に供用開始された、川崎市の臨海部である川崎区塩浜3丁目周辺地区に位置する緑道で、周辺幹線道路での**大型車の路上駐停車**や**緑道・道路沿道での不法投棄**などがある

取組

事業者が飲食・売店等の収益施設（公募対象公園施設）を緑道内に設置することで、その収益を公園（緑道）の再整備等に還元する公募設置管理制度（Park-PFI）を活用し、事業公募を行った。

その結果、事業者が緑道内にコンビニエンスストアを設置し、その収益にて公園内を1日4回清掃活動を行い廃棄物減を努めるほか、定期的なイベント開催し利用促進を行いました。また駐車場管理に加え、路上駐車禁止の注意看板設置及び呼びかけによる路上駐車減を図りました。

※特定公園施設整備費用（ベンチ、園路等）に国費を充当

<事業概要図>



<整備前>



<整備後>



廃棄物減により綺麗な公園を実現し利用促進を図った

駐車場整備により路上駐車減を図った

特別緑地保全地区とは…

- ・都市緑地法に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為などの一定の行為の制限などにより保全するもので、都市計画法で定める地域地区の一つ

交付対象事業の内容

特別緑地保全地区内における

①土地の買入れ、及び損失の補償

②保全利用施設の整備

(土砂崩壊防止施設、立入防止柵・標識等の管理施設 など)



黒川海道特別緑地保全地区

事業内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
地区の指定	3地区 3.2ha	4地区 2.2ha	2地区 0.9ha	3地区 0.6ha	1地区 0.2ha	13地区 7.1ha
用地取得 () 内数値は寄附分	3地区 (1地区) 0.59ha (0.01ha)	5地区 1.77ha	5地区 2.23ha	4地区 (2地区) 2.07ha (0.52ha)	1地区 0.95ha	18地区 (3地区) 実際の取得： 14地区 (3地区) 7.61ha (0.53ha)

※用地取得のうち、複数年度で取得している地区あり。面積は年度ごとで算出。

【令和2 - 6年度 事業内容】

- ・保全利用施設整備 (高石特別緑地保全地区、他3地区)
- ・用地取得 約7.61ha
- ・法面保護対策工事 (生田榎戸特別緑地保全地区、他9地区)

法面保護対策工事(生田榎戸特別緑地保全地区)



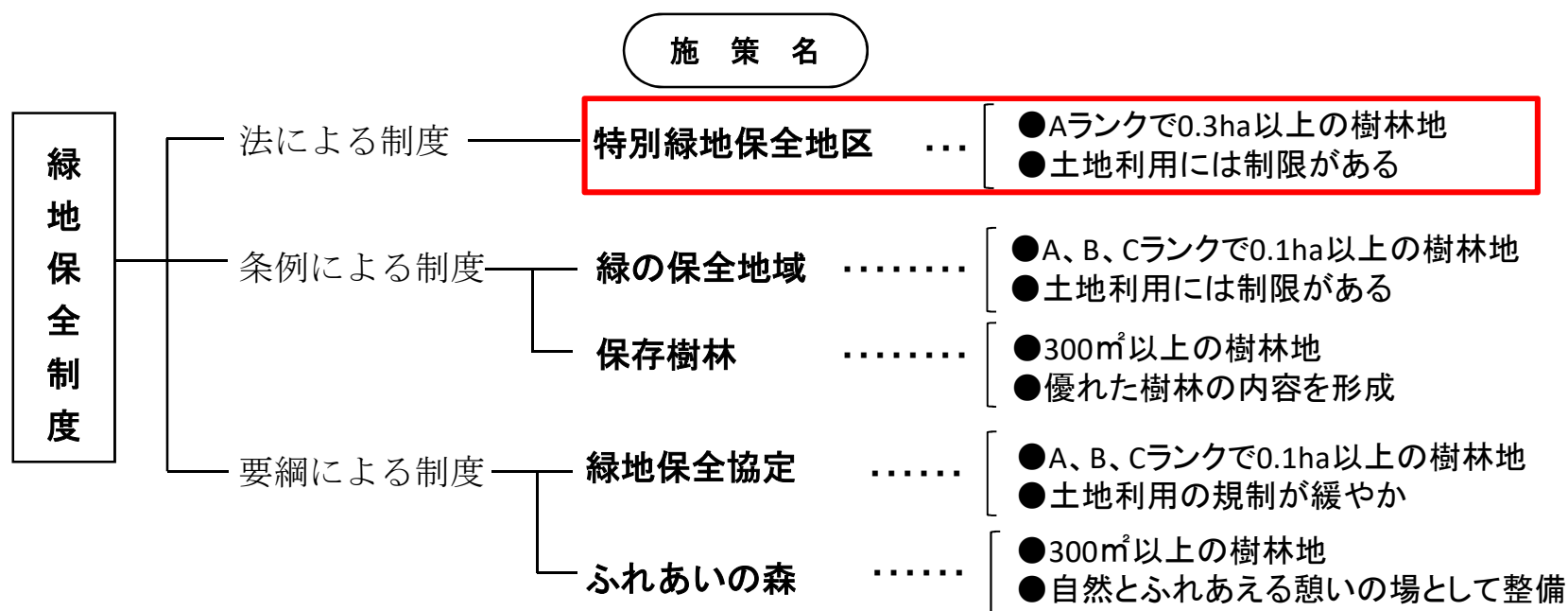
施工前



施工後

緑地保全制度の概要

- ・ 川崎市では、様々な緑地保全施策を活用しながら、多摩丘陵と多摩川崖線の緑を守り育て、次の世代へ継承していくために、市域に残された1,000㎡以上の樹林地についてA・B・Cのランク付けを行い、保全すべき優先度の高い緑地から保全交渉を行い、開発等の行為に規制がかかる「特別緑地保全地区」等の指定を行うなど、効果的な緑地の保全を進めています。



要素事業の進捗状況及び評価指標の達成状況【計画に記載した評価指標】

要素事業の進捗状況

基幹事業 (上段：計画当初、下段：実績) 単位（千円）									
事業名	事業実施期間					計画事業費		執行額	進捗率
	R2	R3	R4	R5	R6	当初	評価時	評価時	
都市公園事業（生田緑地）						601,000	601,000	244,425	41%
都市公園事業（菅生緑地）						123,000	他計画へ移行 0	0	0%
都市公園事業（樹林の整備再生・生田緑地他）						64,000	64,000	64,000	100%
官民連携型賑わい拠点創出事業						6,000	6,000	6,000	100%
緑地保全等事業						3,522,000	3,522,000	2,033,832	58%
小計						4,316,000	4,193,000	2,348,257	56%

効果促進事業

公園内樹林地等病虫害対策事業						62,000	62,000	62,000	100%
----------------	--	--	--	--	--	--------	--------	--------	------

事業 合計						4,378,000	4,255,000	2,410,257 【財源内訳】 国： 902,592 市： 1,507,665	57%
-------	--	--	--	--	--	-----------	-----------	---	-----

評価指標の達成状況

指標名	当初現況値	最終目標値	実績値	目標達成状況
緑地環境整備面積の増加（㎡）	6,328,000	6,403,000	6,413,610 （見込み）	達成

※取得面積のうち13,298㎡は寄附受納

■ 設定指標

- ① 事業実施後の公園緑地に対する利用者の印象評価
- ② 緑地保全の取組に対する印象評価

公園利用者へのアンケート調査

【実施目的】 利用者が各事業の効果を実感しているか、利用者の印象により評価し、次期計画の指標とするため

【実施場所】 生田緑地

【調査手法】 ・事業概要を提示し、事業後の利用状況等をアンケート用紙に記入
二次元コードからwebフォームでも回答

【調査期間】 （箱設置）令和6年9月9日(月) ～ 令和6年9月23日(月)
（対面式）令和6年9月14日(土)

【有効回答】 59部

事業効果の発現状況（アンケート①）

【計画で設定した以外の評価指標】

■ 設定指標

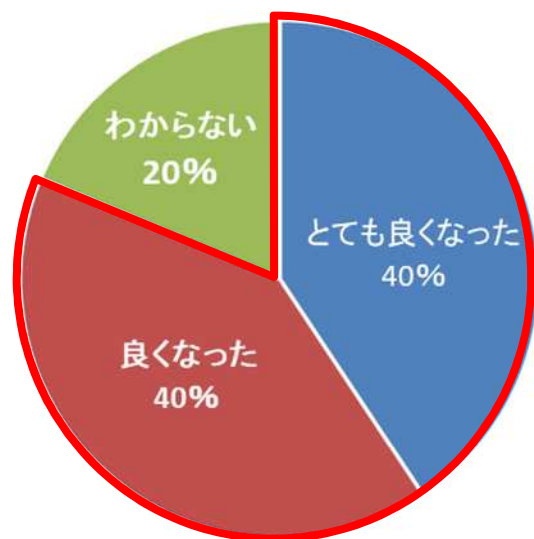
① 事業実施後の公園緑地に対する利用者の印象評価

取組実績として挙げた事例：

生田緑地で新たに取得した用地、樹林の再生及び園路整備、池上新町南緑道の再整備及び園路整備

【設問 1】

事業実施後の公園緑地への印象は、良くなったか。

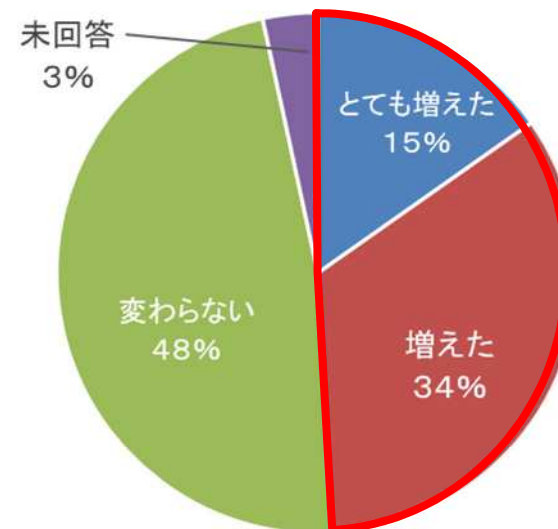


【回答】「とても良くなった」・「良くなった」

80 %

【設問 2】

事業実施後に、以前よりも公園の利用回数が増えたか。



【回答】「とても増えた」・「増えた」

49 %

事業効果の発現状況（アンケート②）

【計画で設定した以外の評価指標】

■設定指標

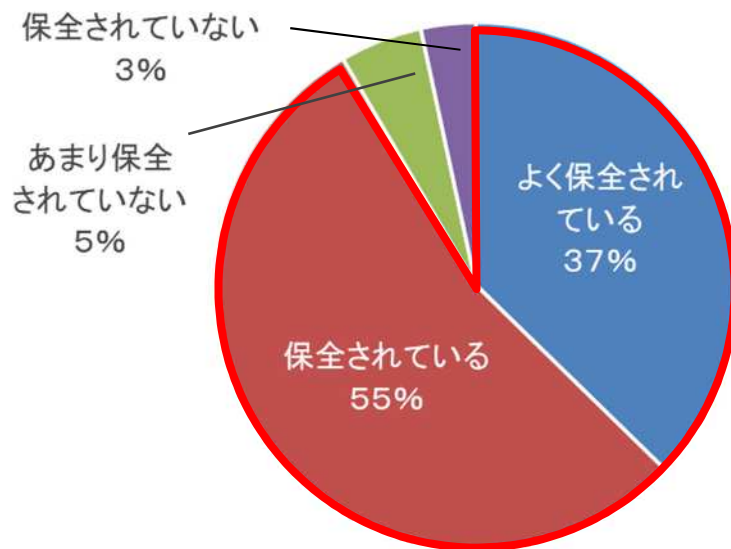
② 緑地保全の取組に対する印象評価

取組実績として挙げた事例：

特別緑地保全地区の指定、用地取得、施設整備・工事

【設問 1】

良好な自然的環境が残る緑地が、保全されていると感じるか。

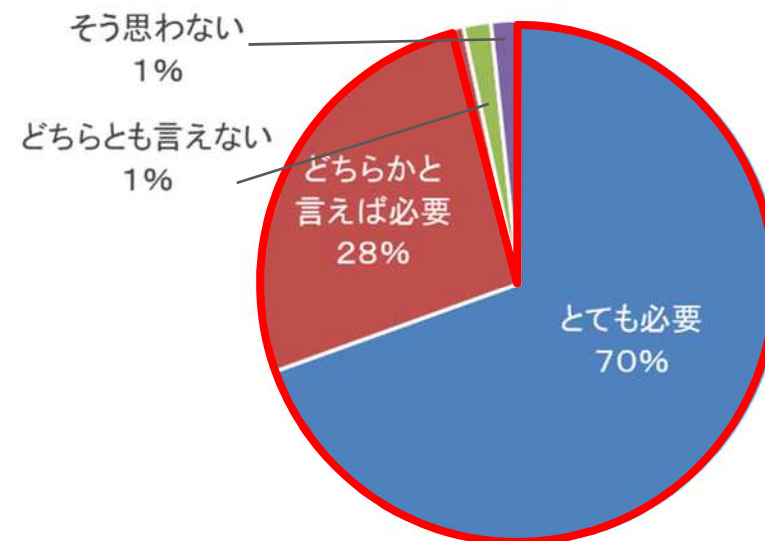


【回答】「よく保全されている」・「保全されている」

92 %

【設問 2】

用地を取得して緑地を保全する取組が今後も必要だと思うか



【回答】「とても必要」・「どちらかと言えば必要」

98 %

公園利用者へのアンケート調査

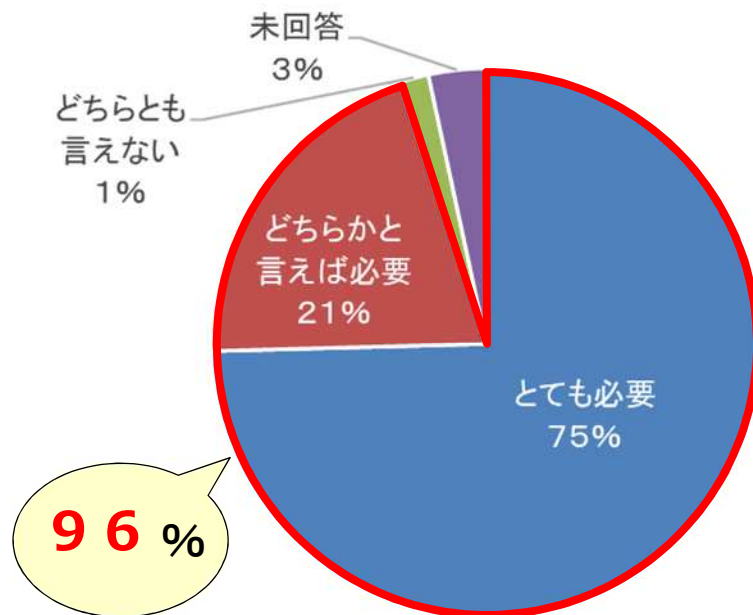
（印象調査と同時に実施）

- 【実施目的】 利用者が本市の公園緑地・緑地保全事業の取組について、必要と感じているか、利用者からの意見募集を行い、次期計画の指標とするため
- 【実施場所】 生田緑地
- 【調査手法】 事業概要を提示し、意見等をアンケート用紙に記入。
二次元コードよりwebフォームからも回答（選択式・自由記述）
- 【調査期間】 （箱設置）令和6年9月9日(月) ～ 令和6年9月23日(月)
（対面式）令和6年9月14日(土)
- 【有効回答】 59部

【設問】公園緑地の用地取得や大規模整備、
緑地保全事業といった取組が今後も必要だと思うか。

※設問①,②で挙げた取組実績を参考に回答

令和6年度



意見・要望

- 数少ない緑地の保全および拡大は利用する側にとってはありがたい。
- 生物の多様性やあり方を感じ考えることが身近でできるためありがたい。
- 生田緑地に魅力を感じ都内から移り住んできたので、緑地が増えるのはとても嬉しい。
- 開発によって高層ビルが増え、緑が少なくなっている。温暖化防止のためにも、行政が緑化の取り組みに力を入れてほしい。
- 緑が守られたり、増やしたりしながら生きものがたくさん生息出来るようにしてもらいたい。

⇒アンケート結果・市民意見から今後も継続実施が求められており、
市民からの要望を今後の計画に反映することが必要

総合的な所見

■ 計画の目標 川崎市は南北に細長く、様々な地形に応じた多様な緑が存在していることから、緑が実感できるまちづくりを実現するため、緑を維持、保全、育成するとともに、新たな緑の創出に努めながら、地域特性に応じた緑と水のネットワークを形成していく必要がある。

■ 目標指標の達成状況

・緑地環境整備面積の増加 6,413,610㎡ ⇒ **達成**

■ 事業効果の発現状況（アンケート）

・事業実施後の公園緑地に対する利用者の印象評価

①－１ ８０％ の人が公園緑地への印象が「とても良くなった」「良くなった」と回答

①－２ ４９％ の人が公園の利用回数が「とても増えた」「増えた」と回答

・緑地保全の取組に対する印象評価

②－１ ９２％ の人が「よく保全されている」「保全されている」と回答

②－２ ９８％ の人が「とても必要」「どちらかと言えば必要」と回答

生田緑地や池上新町南緑道、特別緑地保全地区における用地取得や公園・樹林の整備、病害虫対策によって緑の保全が図られたことが、**利用者の好印象につながった。**

■ 総合的な所見

緑の基本計画における「みどり軸」上の緑地を都市公園事業と緑地保全事業によって確保したことで、市民協働などの緑を「守り育む」取組の礎となる新たな緑が創出され、定量化や可視化することは難しいが、生物の生息・生育環境などが担保されたことを、定説的に市民の理解が得られていることから、公園利用者の好印象が得られ、「みどりが実感できるまちづくり」の実現に貢献したと考えられる。このことを踏まえ、引き続き、本事業により新たな緑を創出し、みどりが実感できるまちづくりを推進するものとする。

今後の方向性

■次期計画

計画期間 令和7年度～令和11年度の整備計画を作成予定

「緑の基本計画」の基本理念の実現に向け、継続して取組を実施

■計画の視点

事後評価・アンケート結果に基づく、整備計画の推進

- ・都市計画決定区域内の整備が完了していないため、アンケート結果等に基づき、市民意見を踏まえた公園緑地整備を推進する。
- ・開発需要が高い本市では樹林地が宅地化することも多く、市民意見の中では、緑地の保全について要望があったことも踏まえ、引き続き量的確保について取り組んでいく

■具体的な取組内容

大規模公園緑地の整備

市民意見を踏まえ、各公園の整備方針に沿って、魅力ある公園緑地の整備を推進する。

特別緑地保全地区の指定

緑の基本計画に基づく目標達成に向けて、引き続き指定区域の拡大に取り組む。